

公 告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 2 項の規定により届出があった大規模小売店舗について、法第 8 条第 4 項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要は次のとおりです。

令和 8 年 9 月 28 日

佐賀県知事 山口 祥義

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称：上峰町中心市街地活性化事業

所在地：佐賀県三養基郡上峰町大字坊所 1550 番地 3 外

2 届出の内容

（１）大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- ・ 駐輪場の位置
- ・ 荷さばき施設の位置及び面積

（２）大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- ・ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

3 意見の概要

意見なし